

地下水揚水施設の届出について

地下水揚水施設（井戸）を設置される方は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく届出が必要です。必要書類を添付の上、届出期日までにご提出ください。

1 届出対象者

揚水機を使用する全ての地下水揚水施設（ただし、一戸建ての住宅において家事用のみに使用する場合は、出力 300Wを超えるもの）の設置を行う方。

環境確保条例に基づく工場・指定作業場に該当する場合には、工場認可申請・指定作業場届出が必要です。

揚水施設の変更、承継、廃止、所有者の氏名変更の際は、所定の届出が必要です。

2 提出書類

地下水揚水施設設置（変更）届出書（第 36 号様式）【記入例 1 参照】

地下水揚水施設の構造等（別紙）【記入例 2 参照】

添付書類

ア 付近見取り図

イ 配置図（敷地内における設置場所を示したもの）【記入例 3 参照】

ウ 地下水揚水施設の構造図 【記入例 4 参照】

エ 揚水機のカタログ（コピー可）

オ 水量測定器のカタログ（コピー可）

カ 水位計のカタログ（コピー可）

キ 地質柱状図（近隣の地質柱状図でも可）

ク 揚水施設設置工事写真（使用材料および揚水機設置前までの施工状況）

揚水試験を実施した場合は、その報告書の写しをさく井後に提出してください。

3 提出部数

2 部（正・写）

4 届出期日

設置工事開始日の 30 日前まで

揚水機の設置時に立ち合いを行いますので、必ず事前に届出を行ってください。

5 その他

毎年 1 回、区へ地下水揚水量の報告が必要です。

【届出・問合せ先】 練馬区環境部環境課環境規制係
電話 03-5984-4712（直通）

（平成 29 年 12 月作成）

【地下水揚水施設設置届出書の記入例】

記入例 1

第 36 号様式（第 72 条関係）

地下水揚水施設 設置 届出書
変 更

平成〇〇年△△月□□日

練馬区長 殿

住 所 練馬区練馬〇-△-□
株式会社 ネリマ
氏 名 代表取締役社長 練馬 太郎
電 話 〇 3 - 〇 △ □ × - 〇 △ □ ×
（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 134 条 第 4 項 の規定により、次のとおり
第 5 項

届け出ます。

揚水施設の所在地	事業場等の名称	株式会社 ネリマ
	住 所	練馬区練馬〇-△-□
業 種 ・ 作 業 の 種 類		農業・畑の水やり
地下水揚水施設の構造等		別紙のとおり
※受付欄		

備考 ※印の欄には記入しないこと。

住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。法人の場合は、名称および代表者氏名を記入し、代表者印を押してください。

揚水施設を設置する事業場の名称（個人宅の場合は、個人名）を記入してください。

業種は、日本標準産業分類の中分類項目*を記入してください。作業の種類は、主な作業を記入してください。

* 日本標準産業分類は、総務省のホームページ（以下参照）で確認することができます。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_0300023.html

【地下水揚水施設の構造等（別紙）の記入例】

記入例 2

別紙

地下水の揚水施設の構造等

揚水施設の構造	名称又は番号	(株)ネリマ 1号井戸	
	設置・変更年月日	平成〇〇年△△月□□日	
	さく井年月日	平成〇〇年△△月□□日	
	深度(地表面下m) ・側管口径(mm)	深 度 100m、	側管口径 150mm
	ストレーナーの位置 (地表面下m)	45m～ 85m、	60m～ 80m m～ m
揚水機	種類・名称・型式	〇〇〇(株)・水中モーターポンプ・〇△□×	
	原動機の出力・揚水能力	1.5kW	60ℓ/分
	吐出口断面積	4.9cm ²	
水測定器	種類・名称・型式	〇△□(株)・羽根車式・〇〇〇・△△型	
	検 定 年 月 日	平成〇〇年△△月	
地下水水位	計測方法(計器名称)	〇△□(株)・ロープ式水位計・△×□型	
	静止水位、揚水水位 (地表面下m)	静止水位 20m、	揚水水位 30m
地下水揚水量		10m ³ (1日平均)	
地下水の用途		畑への水やり	
施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計			
変更前	施設数、吐出口断面積 の合計	本	cm ²
	地下水揚水量の合計	m ³	(1日平均)
変更後	施設数、吐出口断面積 の合計	本	cm ²
	地下水揚水量の合計	m ³	(1日平均)
揚水施設担当者 所属、氏名、電話番号		代表取締役社長 練馬 太郎 電話 03-〇△□×-〇△□×	

揚水施設が2本以上ある時には、名称や番号を記入してください。

新設の場合は、次項のさく井年月日と同じ年月日を記入してください。

揚水施設の完成年月日(最初に使用し得る状態となったとき)を記入してください。

ストレーナーとは、井戸の側管の集水口のこと。ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーの最上部までの深さと長さを記入してください。2か所以上ある場合には、浅いものから順に、その全部を記入してください。

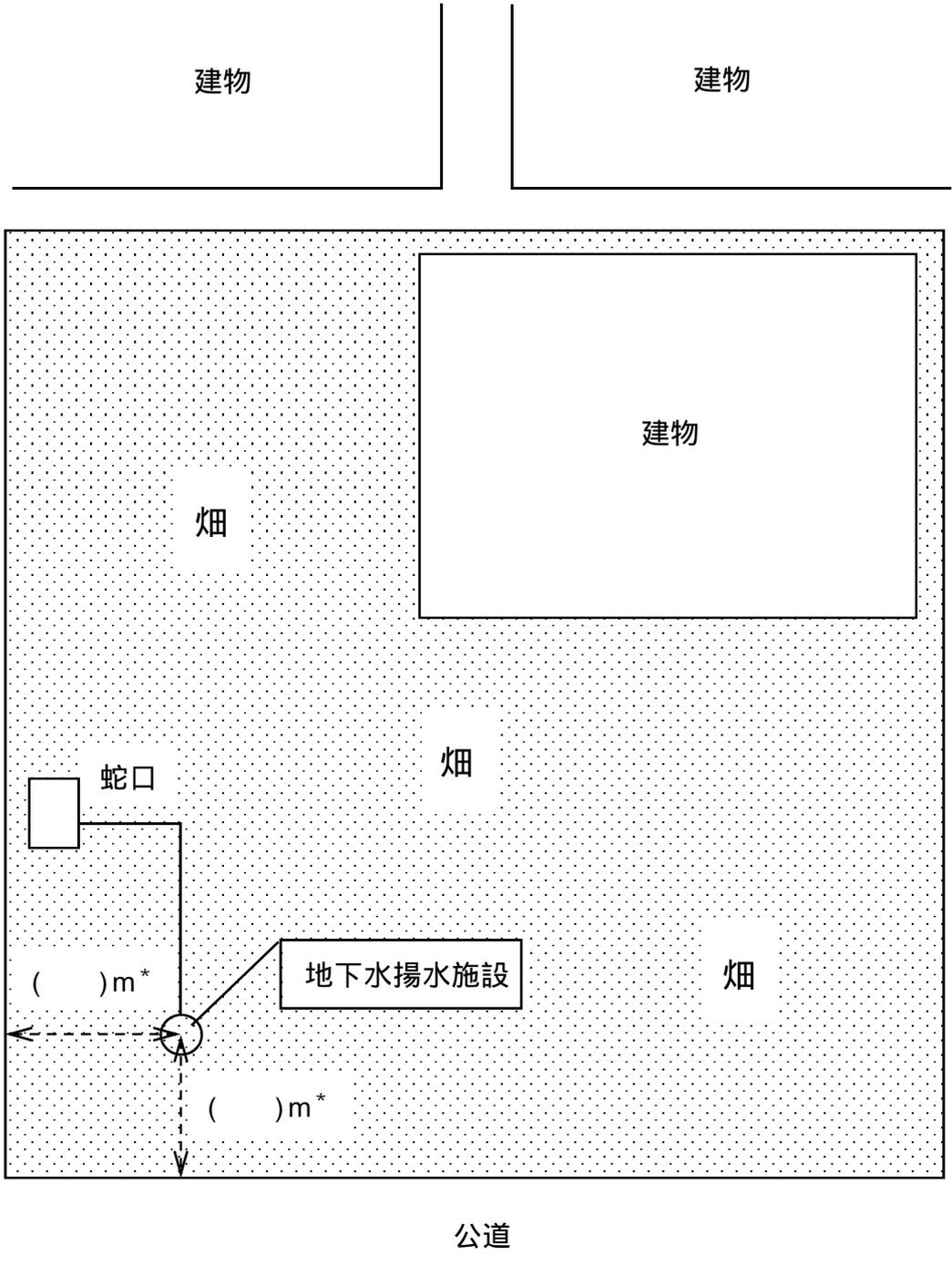
静止水位は、揚水機使用開始前の水面までの深さ、揚水水位は、揚水機使用中の水面までの深さを記入してください。

製造工程用、冷却用、冷暖房用、水洗便所用、洗車設備用、公衆浴場用、散水用、その他を記入してください。その他の場合は、具体的に記入してください。

- 備考 1 必要に応じ図面を添付すること。
 2 複数の揚水施設の設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等については、揚水施設ごとに作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、1枚目に記入し、2枚目以降には記入しないこと。
 3 完成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。

静止水位・揚水水位など、掘削後でなければ記入できない項目は、確定後に記入してください。

地下水揚水施設の設置場所を図示してください。



* 民法では、井戸等を掘る場合には、境界線から 2 m 以上離さなければならないと定められています（民法第 237 条）。

【地下水揚水施設の構造図の記入例】

記入例 4

地下水揚水施設の深度、側管口径、静止水位、揚水水位を記入してください。
なお、揚水水位が分からない場合には、揚水機の深度を記入してください。

